

健康福祉常任委員会委員長報告

去る 9 月 4 日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案 1 件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和 6 年 9 月 9 日(月)
- 2 場 所 委員会室 2
- 3 出席委員 永井 司、斉藤 章、桜井 卓、中村 洋子、
現王園孝昭、金森すみ子
- 4 審査結果

「議案第52号」北本市国民健康保険条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第52号」について

(1) 「今回の改正で短期被保険者証の仕組みが廃止となるが、国民健康保険税を滞納した場合にマイナ保険証として使えるのか」と質疑したところ、「滞納者についても被保険者資格は継続的に有することとなるものですので、マイナ保険証として使うことができます。滞納が続いた場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うことになり、さらに納付に応じなかった場合は、特別療養費の対象者となります。そうした場合は、一旦全額を自己負担し、後日保険者負担分を償還払いします」との答弁がありました。

(2) 「国民健康保険税を長期間滞納した場合に発行される資格証明書を発行したケースはあるか」と質疑したところ、「現状の本市の対応としては、滞納が生じた場合にまず短期被保険者証を発行します。短期被保険者証発行

後、税務課において滞納者の資力等を考慮しながら納税相談を行い、1年以内の分納もしくは滞納処分等を行って解決していくため、資格証明書の発行には至っていない状況です」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和6年9月27日

健康福祉常任委員会
委員長 金森 すみ子

北本市議会議長 滝瀬 光 一 様